

○船舶検査の方法 A 編 第 1 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A 編 総則 第 1 章 適用 1.1 (略) 1.1.1 (略) 1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3 に掲げる船舶、特殊船 <u>(自動運航システムを有する船舶を除く。)</u> 及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C 編 -1. (略) -2. (略) -3. (略) 1.1.3 (略) 1.2 以下 (略)	A 編 総則 第 1 章 適用 1.1 (略) 1.1.1 (略) 1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3 に掲げる船舶、特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C 編 -1. (略) -2. (略) -3. (略) 1.1.3 (略) 1.2 以下 (略)	自動運航システム以外の項目については各編による検査とする

○船舶検査の方法 A 編 第 2 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A 編 総則 第 2 章 予備検査の証印及び成績書 2.1 (略) 2.1.1～2.1.4 (略) 2.1.5 ★印の打刻	A 編 総則 第 2 章 予備検査の証印及び成績書 2.1 (略) 2.1.1～2.1.4 (略) 2.1.5 ★印の打刻	船舶機関規

機関のうち、材料試験及び工事中の検査を行ったもので、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船を除く。))以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、次のように刻印を附すこと。 2.1.6 (略) 2.2 以下 (略)	機関のうち、材料試験及び工事中の検査を行ったもので、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船及び特殊船を除く。))以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、次のように刻印を附すこと。 2.1.6 (略) 2.2 以下 (略)	則心得との整合
--	---	----------------

○船舶検査の方法 A 編 第 3 章

以下のとおり一部改正する。

改 正 案	現 行	備 考
A 編 総則 第 3 章 委嘱の処理 3.1 (略) 3.2 委嘱を受け、検査を行った物件又は部分品等には照合のため、見やすい場所に略符を打刻し、ペンキ等によりその周囲をかこみ明示すること。なお、当該物件について材料試験等を行い、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船を除く。))以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、略符の右上に * 印を打刻すること。この場合、当該物件が予備検査に係るものであるときは、更に打刻することがあるので、そのさまたげにならないように注意すること。 3.3 以下 (略)	A 編 総則 第 3 章 委嘱の処理 3.1 (略) 3.2 委嘱を受け、検査を行った物件又は部分品等には照合のため、見やすい場所に略符を打刻し、ペンキ等によりその周囲をかこみ明示すること。なお、当該物件について材料試験等を行い、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船及び特殊船を除く。))以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、略符の右上に * 印を打刻すること。この場合、当該物件が予備検査に係るものであるときは、更に打刻することがあるので、そのさまたげにならないように注意すること。 3.3 以下 (略)	船舶機関規則心得との整合に基づく 2 章改正に伴う改正

○船舶検査の方法 B 編 第 1 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 1 章 第 1 回定期的検査等 1.1～1.10 (略) 1.11 自動化設備 1.11.1 通則 -1.～-3. (略) <u>-4. 自動運航システム(自動化規則 11-2 参照)の検査の方法については、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付け国海査第 100 号)によること。</u> 1.11.2～1.11.21 (略) 1.12 以下 (略)	B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 1 章 第 1 回定期的検査等 1.1～1.10 (略) 1.11 自動化設備 1.11.1 通則 -1.～-3. (略) (新設) 1.11.2～1.11.21 (略) 1.12 以下 (略)	自動運航システム搭載船対応

○船舶検査の方法 B 編 第 2 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案						現 行						備 考							
B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 2 章 定期的検査等 2.1～2.9 （略） 2.10 自動化設備						B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 2 章 定期的検査等 2.1～2.9 （略） 2.10 自動化設備						自 動 運 航 シ ス テ ム 搭 載							
検査項目					定期	1 中	2 中	3 中	検査項目					定期	1 中	2 中	3 中		
<u>（注）</u> 1. 自動化設備にあつては、次に掲げる試									<u>（注）</u> 自動化設備にあつては、次に掲げる試験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報										

験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報装置に係わる試験以外の試験については、使用、運転の状況、記録等を勘案することにより、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、省略してよい。 <u>2. 自動運航システムの検査の方法については、「自動運航システム等の検査の方法」(令和7年6月30日付け国海査第100号)によること。</u>					装置に係わる試験以外の試験については、使用、運転の状況、記録等を勘案することにより、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、省略してよい。 (新設)					船対応
2.10.1～2.10.19 (略)					2.10.1～2.10.19 (略)					
2.11～2.18 (略)	2.11～2.18 (略)									

○船舶検査の方法 C編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第1章 第1回定期検査等 1.1 通則 1.1.1 (略) <u>1.1.2 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和7年6月30日付け国海査第100号)によること。</u> <u>1.1.3</u> (略) <u>1.1.4</u> (略) <u>1.1.5</u> (略) 1.2 (略)	C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第1章 第1回定期検査等 1.1 通則 1.1.1 (略) (新設) <u>1.1.2</u> (略) <u>1.1.3</u> (略) <u>1.1.4</u> (略) 1.2 (略)	自動運航システム搭載船対応

1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査	1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査	
1.3.1 設計の検査 -1 (略) -2 近海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域又は平水区域であるものを除く。)、 <u>危険物ばら積船及び特殊船(自動運航システムを有する船舶に限る。)</u> 以外の船舶については、現場の検査において材料、溶接、構造、配置等が法規等の諸要件に適合していることを確認できる場合は、設計検査を省略してよい。	1.3.1 設計の検査 -1 (略) -2 近海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域又は平水区域であるものを除く。) <u>及び危険物ばら積船</u> 以外の船舶については、現場の検査において材料、溶接、構造、配置等が法規等の諸要件に適合していることを確認できる場合は、設計検査を省略してよい。	自動運航システム搭載船を設計検査対象とする対応
1.3.2 以下(略)	1.3.2 以下(略)	

○船舶検査の方法 C 編 第 2 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第 2 章 定期的検査等 2.1 通則 2.1.1～2.1.7 (略) <u>2.1.8 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付 国海査第 100 号)によること。</u> 2.2 以下(略)	C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第 2 章 定期的検査等 2.1 通則 2.1.1～2.1.7 (略) (新設) 2.2 以下(略)	自動運航システム搭載船対応

○船舶検査の方法 C-2 編

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 1 章 第 1 回定期検査等 1.1 通則 1.1.1～1.1.4 (略) <u>1.1.5 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付け国海査第 100 号)によること。</u> 1.2 快遊艇等の船舶の検査及び当該船舶に係る物件の予備検査 1.2.1 設計の検査 設計検査については、C 編 1.3.1 を準用する。ただし、<u>特殊船(自動運航システムを有する船舶に限る。)</u>を除き、当該船舶又は物件につき、同一型式のものが船級協会、日本小型船舶検査機構によって設計承認されたものであって船舶検査官が差し支えないと認めた場合にあっては、設計検査の一部又は全部を省略することができるものとする。 1.2.2 以下 (略)	C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 1 章 第 1 回定期検査等 1.1 通則 1.1.1～1.1.4 (略) (新設) 1.2 快遊艇等の船舶の検査及び当該船舶に係る物件の予備検査 1.2.1 設計の検査 設計検査については、C 編 1.3.1 を準用する。ただし、当該船舶又は物件につき、同一型式のものが船級協会、日本小型船舶検査機構によって設計承認されたものであって船舶検査官が差し支えないと認めた場合にあっては、設計検査の一部又は全部を省略することができるものとする。 1.2.2 以下 (略)	自動運航システム搭載船対応 自動運航システム搭載船を設計検査対象とする対応

○船舶検査の方法 C-2 編

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 2 章 定期的検査等 2.1 通則 2.1.1～2.1.6 (略) <u>2.1.7 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付け国海査第 100 号)によること。</u>	C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 2 章 定期的検査等 2.1 通則 2.1.1～2.1.6 (略) (新設)	自動運航システム搭載

<u>け国海査第 100 号) によること。</u>		
2.2 以下 (略)	2.2 以下 (略)	船対応

附 則
この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。